



しゅぶと川



添別ブナ林の実生を移植

～歌オブナ林天然記念物指定90周年記念事業 ブナ・ウォッチングツアー2018 in 歌オ～

contents

主 内 容

平成30年第3回定例会

- ②～ 補正予算、条例の改正など
- ⑥～ 一般質問(3人の議員が質問)

平成30年第6回臨時会

⑤

委員会報告

- ⑤ 総務経済常任委員会

第204号

平成30年12月6日発行

ブナ北限の里
KURUMATSUNAI

黒松内温泉ぶなの森の 休業対策補助金など 一般会計5,565万6千円を増額

平成30年第3回
9月 定例議会
18日～21日

去る9月18日、平成30年第3回定例会が開かれた。一般会計補正予算など町長からの提出議案のほか、議員提出による4件の意見書案など10の案件を可決。平成29年度各会計決算については、決算審査特別委員会が設置された。

また、議員3人による一般質問が行われ閉会した。

補正予算

一般会計

【主な内容】

- ▼西日本豪雨により被災した西予市へ姉妹市町災害時相互応援協定に基づき、早期の復旧、復興を支援するため、半年間職員1名を派遣する交通費として職員福利研修費を増額した。
- ▼黒松内温泉ぶなの森の7カ月間休館中の温泉社員12名分の人件費と電気料の基本料金を休業に係る対策補助金として交流施設費を増額した。
- ▼白井川地区の教員住宅2戸の修繕費用として事務局費を増額した。
- ▼その他事業等を合わせて5565万6千円を増額した。

(全員賛成で原案可決)

補正予算 質疑応答

温泉リニューアルオープンについて

問 改修工事は、11月1日にお客様が足を運べる進捗状況になっているのか。また、今回の補正の休業対策補助金の詳細を伺いたい。

(菅原議員)

答 企画環境課長

改修工事は順調に進んでおり、このまま大きなトラブルがなければ、リニューアルオープンの日を当初の予定よりも少し繰り上げ、10月27日土曜日に行いたいと考えております。また、今回の休業対策補助金につ



リニューアルオープンの様子

いては、7カ月分の温泉社員12名分の人件費1689万7千円、電気料の基本料金101万円、合わせて1790万7千円の補正となります。

改正された条例

代替保育提供先の緩和など

▼関連省令の一部改正により代替保育の提供先の緩和及び食事の外部搬入の容認範囲が拡大されることなどから家庭の保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を一部改正した。

(全員賛成で原案可決)

修学資金貸付対象の見直し

▼医師が初期臨床研修終了後、直ちに本町で勤務することは難しく、指定管理者制度により北海道勤医協が運営を担っていることで今後の医師配置に心配がないことから医療保健福祉職員養成修学資金貸付条例の一部を改正し、貸付対象から医師を除いた。また、対象範囲を後志管内全町村と長万部町に拡大した。(賛成6、反対1で原案可決)

条例改正 質疑応答

修学資金貸付対象について

問 今回の改正は、貸付対象から医師を削る内容になっている。町からは医師は指定管理者にお願いしているの不足はなく、医師に対する支援は8年間で多額になるという説明を受けた。指定管理者制度は勤医協との間で10年間で契約されていると思うが、10年経ったその後の契約を断られた場合はどうするのか。また、法人では医師不足は解消されているのか、町として協議されているのか伺いたい。

答 保健福祉課長

(蛸沢議員)

今回の修学資金貸付対象から医師を除くことについてですが、学校を卒業して小規模町村に真っ直ぐ来る医師はほぼいま

せん。地方の総合的な医療を含めて実績を積んでから来ていただくことがほとんどのため、今回医師の部分を除く改正を提案させていただきました。

また、法人の医師確保の部分で、老健施設は指定管理者である法人が行っておりますが、町としても法人と共に調整や協議を現在進めているところであります。

答 鎌田町長

今の条例の中では、これから医師を目指す人が卒業したら直ぐに勤めなければならぬという制度になっています。地域医療を目指す人はたくさんいますが、学校を卒業して直ぐに本町に来るというようなルールで手を挙げる人がいるのどうかと思います。それに、一定期間臨床の経験を積んだ先生に来てもらうのが一番ではないかと思うのです。これは、診療所であっても、福祉施設でもそのように思っています。残念ながら、現状の条例の中では、先生のい

ろいろな経験を積む、スキルアップに繋げるということとは難しいだろうと判断をしています。もちろん指定管理の10年間というのは、その後どうするのだからという不透明な部分はありますけれども、最悪なことを想定しないで、制度を生かしながら引き続きより良い方向に思っています。一般論としては議員がおっしゃるように、地方では医師不足が深刻でありますから、少し逆行するような動きになるかもしれませんが、 Nonetheless、本当に経験のある医師に来てもらうには少し限界があるというところで外させていただきます。その他に、福祉、看護、医療職員についてはもっと広く呼び込めるように居住対象区域を広げました。できるだけ現実に乗った制度にしていきたいという思いから条例改正を提案させていただきますので、ご理解をお願いしたいと思います。

委員会付託

各会計決算を付託

▼平成29年度一般会計歳入歳出決算のほか、6特別会計の決算について決算審査特別委員会を設置し審査を付託した。

人事案件

教育委員会教育長

▼教育長に内山哲男氏(字黒松内在住・64歳)が再任された。

教育委員会委員

▼教育委員に岡久孝雄氏(字黒松内在住・62歳)が再任された。

(同意議決)

工事請負契約

終末処理場改築工事

契約金額

5032万8千円

契約の相手方

wing株式会社

(全員賛成で原案可決)

報告

継続費精算の報告

▼平成28年度から平成29年度にかけて行われた事業が完了し、継続費として計画していた土地鑑定評価業務

334万8千円及び農業振興地域整備計画更新業務486万円の事業費について、実績が報告された。

例月出納検査の結果報告

▼平成30年5月分～平成30年7月分の出納検査の結果、誤りは認められなかった旨報告された。

姉妹市西予市への訪問について

▼西日本各地を襲った平成30年7月豪雨により甚大な被害を受けた姉妹市である愛媛県西予市を見舞つため、黒松内町議会を代表して畑井議長と鎌田町長が訪問したことについて報告された。

(第203号6ページに掲載)

行政報告

町行政報告

寄附採納について

▼7月24日真言寺の松本優也様から、まちづくり資金に充てていただきたいと20万円の寄附をいただいた。ふるさと振興基金に積立て、適正に管理運用していく。

平成30年7月豪雨災害による姉妹市西予市への訪問について

▼8月9日から10日にかけて町民を代表し、町長である私と畑井議長の2人で西予市を訪れた。被災された市民の方々に直接お見舞いを申し上げ、管家市長及び酒井市議会議長に復旧・復興に役立てていただきたいと見舞金を贈呈した。災害復旧にご多忙の中、市長と議長のお二人から被災時の状況や現在の復旧状況などについてお話を伺った。10日には本町と最もゆかりのある野

村地区を訪ね、床上浸水等のため使用できなくなった家財が全て持ち出された家屋などの被災の様子を目の当たりにした。

8月23日に西予市総務課より、災害時相互応援協定に基づく職員の出動要請があり、本町から災害復旧工事や委託業務等の入札契約事務に携わる一般事務職員1名を10月1日から来年3月31日までの6カ月間派遣することとした。

台風21号及び北海道胆振東部地震による被害と対応について

▼台風21号は、本町で5日午前1時21分に最大瞬間風速29・8メートルを観測した。町としては、防災無線により大雨と暴風に注意し、不要な外出を控えるように呼びかけ、勤務時間以降は全職員に対し自宅待機とした上で、車両や防災資機材等の点検、手配を行い、非常時に備えた。暴風警

報発令後は、総務課及び建設水道課職員が順次警戒体制につき、河川、道路等の状況を確認すると共に、消防や警察、振興局とも連絡を取り合いながら情報収集に努めた。

被害状況は、建物関係で公共施設や農家の物置の屋根が剥がれるなど30件、農作物ではデントコーンやもち米などで倒伏被害があった。その他町内各地で倒木があり、電柱が折れて停電となるなどの被害が多発したが、人的被害はなかった。この影響で5日は黒中、白小中休校となり、道の駅も臨時休業となった。

▼平成30年北海道胆振東部地震は、本町で震度3を観測し、6日午前3時25分に全戸が停電となった。地震発生後、随時職員が参集し、役場本庁舎の非常用電源によりテレビやパソコン等で被害状況の把握と情報収集に努めた。

北電から岩内営業所管内が全て停電している旨の連絡を受けた後、直ちに消防、警察、振興局と連絡を取り合った。北電から復旧の見通しが立たない旨の連絡を受け、6日は町内全ての小中学校が休校、各交流施設も臨時休館となった。

北電の発電所のトラブルにより停電が長期化し、住民生活に重大な影響を及ぼす可能性があるため、被害対策本部を設置し、必要な対策を速やかに実施した。上水道については、歌才、中里、熱郷、白炭、

豊幌、上豊幌地区が停電によりポンプが稼働できなくなったため、ポリタンクの給水や発電機を設置してポンプ稼働させて給水確保した。また、赤井川地区では配水池の水位が低下したため、長万部町の業者に支援を求め、タンク車により飲料水を運搬してもらうことで断水を回避した。下水道は、停電が復旧するまでの間、受託会社が行ったマンホールポンプ所を巡回して応急稼働させ、順次汚水を流下させるなどの対応に追われた。



体育館避難所の様子

停電の復旧が見通せない中、安否確認などのために携帯電話の充電が必要となることから、総合体育館に充電場所を設け、利用者に開放した。また、自宅を過ごすことが困難な方、心配な方へ防災無線で避難を呼びかけた。避難所は体育館1カ所として、避難者の健康状態を確認するために保健師と町職員を配置し、夜通し見守り体制を整えた。なお、避難者は、2日間で延べ9名でした。停電が7日に町内全域で通電となり、8日の朝、避難された方々を自宅まで送り、各避難対応が完了したことから災害対策本部を解散した。

この度の長時間にわたる停電により、酪農家では生乳を冷やすことができなかったことや乳業メーカーが引き受けをストップしたため、約17・7トンが破棄処分せざるを得ない事態となった。被害額

は約180万円と試算される。また、厚真町、安平町、おかわ町の3町に対し、振興局を通じて空知、十勝、上川、後志の順に5日間ごとのローテーションで職員を派遣するよう各市町村に要請があり、本町からは9月23日から27日までの期間に職員2名を派遣することとした。

▼その他、農作物の生育状況について鎌田町長から行政報告があった。

教育行政報告

スポーツ少年団及び中体連の全道大会の結果について

▼陸上スポーツ少年団、水泳スポーツ少年団、野球スポーツ少年団黒松内スターズ、黒中水泳部、黒中陸上部がこの夏の全道大会に出場し活躍された。出場した選手に改めて拍手を送るとともに、指導者や保護者をはじめ関係者の皆様に感謝申し上げます。

意見書

4件の意見書を採択

件名	発議者	結果	提出先
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書	蛸沢儀弘	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
「これからの高校づくりに関する指針」を見直し、機械的な高校統廃合を行わないことを求める意見書	菅 一	原案可決 (全員賛成)	北海道議会議長、北海道知事 北海道教育委員会教育長
「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書	蛸沢儀弘	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣
障がい児者の生きる基盤となる「暮らしの場」の早急な整備を求める意見書	菅 一	原案可決 (全員賛成)	国会、内閣

本町教育の充実へ学校訪問を実施

総務経済常任委員会では、町内の教育環境充実に向け毎年学校を訪問しています。今年度は7月18日に実施され、第3回定例会で結果が報告されました。

調査の結果

全般的に、各学校の施設整備の状況については、逐次計画的に実施されており、教育環境の向上が図られているが、教育現場のＩＴ化に伴って導入された機器類からの放熱や近年の地球温暖化による気温の上昇によって教室内が高温となっているため、夏季においては室内熱中症を防止するなどの対策が必要と思われる。本委員会としては、別紙事項については特に教育環境の整備について今後の学校教育推進上、施策的に配慮が必要と思われるので報告する。

各学校共通事項

- 1 学習支援員及び特別支援教育補助員の補充による学習支援体制の充実
- 2 国際交流協力員（心の相談員）の継続配置
- 3 計画的な教職員の住環境整備

各学校別

黒松内小学校
▽イングリッシュコナーの設置及び棚・教材・教員の購入支援
▽教室内の高温化に伴う熱中症対策及び送風機等の設置
▽黒松内中学校
▽教室内の高温化に伴う熱中症対策及び送風機等の設置
▽次年度から着用品が義務化される通学用自転車ヘルメット購入費助成

白井川小学校
▽老朽化に伴う校舎及び放送設備の点検と改修
▽特別支援教室及び廊下へのストープ設置
▽児童用の机及びイスの更新
▽行事開催時の送迎バスの運行を継続
白井川中学校
▽特になし

第6回

臨時会

10月23日

【行政報告】

町行政報告

▽地方創生人材育成制度に関する協定の締結
9月27日に本町と立命館慶祥高等学校の間で、地方創生人材育成制度に関する協定を締結した。この協定により、将来本町で活躍が期待される中学生を首長が推薦し、入学試験を行い、立命館慶祥高等学校に入学できる制度になっている。
▽交通死亡事故ゼロの日2000日達成
本町での交通死亡事故は平成25年4月26日に道道寿都黒松内線で発生した事故以来、10月17日の時点で交通死亡事故ゼロの日2000日を達成し、北海道及び北海道交通安全推進委員会から表彰を受ける。

▽北海道新幹線内浦トンネル東川工区の工事請負業者決定
10月9日に鉄道建設・運輸機構北海道新幹線建設局より北海道新幹線内浦トンネル東川工区の入札及び契約を行い、工事請負業者が鉄建・TSUCHIYA・西江・アラタの4社による特定建設工事共同企業体に決定した旨説明を受けた。

▽その他、受託業者による交通事故の対応について鎌田町長から行政報告があった。

【教育行政報告】

▽中体連等の全道大会の結果について
黒中陸上部が全道大会に出場し活躍された。出場した選手に改めて拍手を送るとともに、指導者や保護者をはじめ関係者の皆様に感謝申し上げる。

【補正予算】

一般会計

▽台風21号により破損した堆肥センターの屋根修繕に係る工事請負費

のほか、停電時における給水を確保するための発電機配備に必要な経費など合わせて188万8千円を増額。
(全員賛成で原案可決)

【簡易水道特別会計】

▽停電時に市街地区浄水場の前処理施設を稼働させ、必要な給水を確保するため、備考資金を活用した発電機1基の購入に係る費用など198万1千円を増額。
(全員賛成で原案可決)

【改正された条例】

町税条例を改正

▽地方税法の一部改正等に基づき町税条例を一部改正した。この改正により、資本金額1億円以下の法人または従業員数1000人以下の個人事業主のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者が年平均1%以上向上する生産性の高い設備を導入した場合に固定資産税が免除される。
(全員賛成で原案可決)

一般質問

福本誠一議員 6～7

◆自転車通学等における安全な通行指導について

岩澤史朗議員 8～9

◆北海道胆振東部地震の教訓と今後の対策について
◆人口減少対策の一環としての保育園・幼稚園などの無償化について

菅一議員 9～10

◆高齢者等の冬季居住に関する安心・安全の確保について

福本誠一議員

◆ヘルメットの着用義務化も含めた自転車通学に関する安全教室や安全指導を各学校単位で実施してはどうか。

◇北海道自転車条例も施行されましたので、来年度からは町内4校の自転車通学条件等の統一を図り、各校での交通安全に対する取り組みがさらに深まるよう指導してまいります。



〔質問〕現在、児童生徒の

登下校時の交通手段として自転車による通学が認められているところですが、本年4月に北海道が制定した自転車条例によれば、自転車利用者の責務として努力義務はありますが、歩行者・自動車等に十分配慮した利用、

必要な点検・整備、乗用ヘルメットの着用や夜間に応じた反射器材の装着、自転車損害賠償保険等への加入促進といったことが示されています。

さらに、学校等における自転車交通安全教育の推進という項目では、学校の長は児童生徒、学生へ、また保護者は幼児、児童生徒へ自転車交通安全教育を行うよう努めるとされています。

自転車は幅広い年齢層

が多様な用途で利用できる交通手段ですが、歩道上でのスピードの出し過ぎや交差点での飛び出しといった交通ルールを守らず危険な走行をする利用者も見受けられます。

また、最近の報道によれば学校外ではありませんが、学生が乗った自転車と歩行者が正面衝突した事故で学生側に9千5百万円の賠償命令が下されたという裁判例も出ており、こうした事故は自転車の

利用が高まっている現代においては他人事で済まされない問題でありますので、ヘルメットの着用義務化も含めた自転車利用についての安全教室、安全指導を各学校単位で実施すべきと思います。教育長の考えを伺います。



答弁・内山教育長



自転車通学を認めているのはヘルメット着用を条件とした白井川小学校と白井川中学校、黒松内中学校の3校で、現在の自転車通学は白井川中学校が1名、黒松内中学校が70名程であります。

また、各学校における自転車交通安全教室等の実施状況についてですが、白井川小学校では交通安全指導員や駐在所長を招いて乗り方の実技指導を行っているっており、白井川中学校ではホームルームで乗り方等の指導を行っており

ります。黒松内小学校では実施しておりませんが、利用人数の多い黒松内中学校では、校内で指定日に自転車販売業者による簡易点検を受けることを条件として、さらに寿都警察署に依頼して1時間の講話による交通安全教室を実施しております。このように各校で交通安全指導の在り方も違ってまいりますので、来年度からは町内4校の自転車通学の条件等を統一しながら、児童生徒の発達段階に応じた適切な安全指導が行われるよう各学校に指導してまいりたいと考えております。

岩澤史朗議員

◆この度の胆振東部地震では教訓とすべきことが数多くあったと思うが、これらを今後の防災対策に生かす必要があるのではないか。

◇長時間の停電によって重要なライフラインの一つである飲料水を確保するには浄水場などに発電機を常設する必要があることが分かりましたので、防災計画の見直しも含めて早急に対応してまいります。



質問 9月6日の深夜3時8分に発生した北海道胆振東部地震では、電力の需給バランスが崩れたことにより、北海道全域に及ぶブラックアウトといわれる長時間にわたる大規模な停電が発生し、本町にも様々な被害や影響を及ぼしました。

停電が長期化したことで、搾乳機械などを動かせなくなった酪農家への影響や各商店での冷蔵・冷凍商品への影響、ガソリンスタンドの営業がストップしてしまったこと、それから医療機関では医療機器が使えなくなっ

た影響、さらに情報を得るための携帯電話やスマートフォンなどの電源確保など本当に多くの被害や影響とともに今後の課題も見つかりました。

こうして考えるとやはり一定程度の自家発電設備や発電機の整備というものがあろうかと思えますし、他には断水の長期化を念頭に入れた飲料水の確保であったり、各避難所に配備している備蓄食料のことであったり、さらには災害時における住民の安否確認の方法であったりと今回の震災によって分かった本町での解決すべき課題があると思いますので、これらに対する今後の対策について町長の考えを伺います。

答弁 鎌田町長



この度の北海道胆振東部地震では、本町は震度3の揺れで地震による直接の被害はありませんでしたが、道内全域の停電により9月6日午前3時25分に町内の全戸が停電し、白井川、大成、東川、豊幌、熱帯地域では7日の午後10時47分に復旧するまで約44時間上る停電となり、町民生活の各所で支障を来しました。

河川から取水している市街地区浄水場では、河川水が濁った場合は前処理施設での浄化が必要となるわけですが、停電に

備えた発電設備が整備されていなかったことから河川からの取水を止めて、配水池内の貯溜水による給水措置をしたため、できるだけ節水することをお願いを防災無線で周知させていただきました。

次に、中ノ川地区と白井川地区の簡易水道については、地下水をくみ上げているため、停電に備えた非常用発電機が最初から設置されておりましたので、発電機の燃料を5時間置きに補給しながら対応いたしました。

また、地下水をくみ上げて利用されている地区の営農用水については、発電機が設置されていませんでしたので、白炭地区には手配できた発電機を設置し取水を確保しましたが、歌才、中里、熱帯、豊幌の4地区は一時的にポリタンクによる給水を行い、赤井川地区には6日と7日の2日間、取引のある企業にお願いをしてタンク車で給水池に飲料水を運搬して対応しました。

今回の停電に関して、

思っています。

町内の酪農家13戸には以前から停電対応用に発電機と牛舎をつなぐ工事がされていまして、農協の協力も得て発電機を順番に回しながら使うなどして対応しましたが、乳業メーカー自体が生乳の受入れをストップしたこともあり、約17・7トンの牛乳が廃棄処分となりました。このことから1戸1戸に発電機が必要だという考えもあります。これは町内の各商店にも共通することですので、農家の対策については、やはり農協が中心となつて対策を講ずるべきものだと思いますので、現時点では酪農家だけに発電機を町が設置するということは、慎重に考えたいと思っております。

避難所とした体育館には、2日間で延べ9名の方が避難されてきましたが、課題としては安否確認の際に重複して職員が自宅訪問したケースや電動ベッドなど電気を使う介護機器への対策としてやはり発電機対応が必要

なのだろうということも気付かされたもので、関係者の間で十分協議、調整し、迅速に対応できる様にしっかりと事前に打ち合わせしながら備えなければと思っています。

現在、各指定避難所にはプロパンガスにつないで動く発電機も配備されていますが、防災計画に基づいて配備中の備蓄品については、引き続き年次計画で対応するように考えています。

先ほど、ガソリンスタンドのお話しもありましたが、作開のスタンドは自家発電機があったことで給油可能でしたが町内2つのスタンドは給油ができない事態となりました。給油体制の整備は基本的に各事業者が行うこ

とだと認識しておりますが、燃料供給拠点に対する国の助成事業も色々と制度があるようですので、町としても事業者に情報を提供しながら安定した給油体制の整備が進められればと思っています。

ご承知のとおり、本町には黒松内低地断層帯があり、これまでも直下型地震を意識した防災に取り組んできました。施設の耐震化、橋の長寿命化、市街地区の水道管の布設替え、それに発電機の配備といったハード面の課題にも計画的に取り組んでいきたいと考えておりますし、防災訓練、防災講演会の開催、指定避難所への防災資機材の配備、地域防災マネジャー資格を持った職員の採用など

のソフト面での取り組みも継続していきたいと考えています。さらには、保健福祉課、社会福祉協議会、診療所、福祉施設、介護事業所との非常時での連携、支援方法についてもマニュアル化も含めて検討していきたいと考えています。

いずれにしても、大規模災害に備えるといった部分では、何から何まで全部を町が主体となつてできるわけではありませんで、町ができること、そして町民の皆さんにお願いすることをしっかりとご理解いただきながら、まずは一番のライフラインである飲料水を安定して確保するための対策を早急に進めさせていただきたいと考えております。

今できるところを適切に整備していく必要があると思っていますが、今日はその一環として、幼児教育、保育の無償化を提案させていただきたいと思っています。

昭和22年から24年までの第1次ベビーブーム、次の第2次ベビーブーム以降、出生率は3分の1までに減少し、一方では3人に1人が65歳以上となつている現在、国は抜本的な改革が求められています。

国の研究機関によれば、子どもを持たない理由として一番に挙げられているのは、子どもにお金がかかり過ぎるが56%、2番目に高齢で出産するのが嫌だというのが39%、3番目が欲しいけれどもできないということであります。こうした結果を加味して、国では3歳から5歳の幼児教育、保育の無償化について、年間所得が250万円以下の低所得層の0歳から2歳の幼児の無償化を来年10月から実施することで進めています。

本町でも既に保育料の減免を実施していますが、国が無償化するのであれば今まで町独自に保育料減免にかかっていたお金を充てて、国に先行して4月から無償化を実施することはできないのか、町長の判断をお聞かせ願います。

答弁・鎌田町長

本町では、今まで子育て支援や少子化対策の一つとして、保育料の独自軽減を北海道の軽減対策とあわせて実施してきましたが、政府においては、平成31年10月から幼児教育の無償化を加速する方針を打ち出しています。

ご存じのとおり、保育料は保護者の所得状況や国の段階的な軽減制度、北海道による子育て支援に係る軽減措置等により決定されているところですが、本町ではそれらに独自の軽減措置を加えて最終的な保護者負担とさせていたいただいています。今回政府が示している3歳から5歳までの全ての子ども達の保育料が無償化された場合も、国だ

けがその無償化分を負担するのではなく、今までどおりの負担割合のルールに沿って、国が2分の1、残りを北海道と町村で4分の1ずつ負担しなければなりませんので、町村としては負担が増えることが見込まれています。ただ、一方ではご質問のとおり町の独自軽減分は確かに減額となるわけですが、同時に北海道の軽減対策自体も減るわけですから、計算上も大きくお金が浮いてくるという状況ではありません。

現在、保育園の方では全児童数61名のうち、3歳から5歳の47名は政府で言っているように無償化の対象児童になると思いますが、0歳から2歳児14名のうち国の算定基準、それから北海道や町の独自軽減を継続した場合でも所得が高いために保護者負担が生じるのは4名となります。

結論としましては、今すぐに実施しますとは言えないところでありますが、国が無償化しても現

◆人口減少対策の一環として、幼児教育と保育の無償化を早期に実施すべきではないか。

◇当面は、町の軽減措置などの現行制度を継続しながら、国や北海道の動きを見させていただきたいと思えます。

【質問】 本町の世帯数と人口は8月現在で1513世帯、2849人となりました。人口が3000を切った状況で、商店街の減少も考えると以前のような活気が大分なくなり、元気がなくなつてき

たのではという声が結構聞かれるようになってきました。このような状況で私は、

在、北海道と町が負担している多子世帯への軽減を北海道が継続するか否

かによっても100万円単位で町の負担が変わってきますので、国や北海道の動きも含めて少し様子を見させていたただきたいと思っています。

居しているのが157世帯となっています。

冬期間だけの移住についてということですが、全国的に見るとそうした取り組みをしている町村がないわけではありませんが、福祉施設に併設されていて管理人が常駐していたり、地域単位で空き家を利用したりということがあります。

本町で利用可能な公的施設としては、町営住宅や移住体験お試しハウス、社会福祉法人が運営しています高齢者優良賃貸住宅、いわゆるサ高住等が考えられるわけですが、町営住宅にしても法律で定める収入基準を超えないことや住宅に困窮しているという条件を満たしていることが必要で、一般の入居希望者と不公平になるようなことはできないと考えています。

次に移住体験お試しハウスについてですが、これは13区に家具なども備え付けた形で2棟ありますが、月12万円と高額になつており、北7区のものについても1週間

菅一議員

◆冬期間や農閑期といった限られた期間に高齢者等が自宅以外で居住できるような公的施設を今後整備していく必要があるのではないかな。

◇季節や時期を限定しても自宅以外で生活するとすれば利用者の経済的負担を伴うことにもなりますので、町が新たにこうした施設を整備していくのは現状難しいと考えております。



【質問】住まいは生活の基盤であり、少子高齢化が急速に進む中、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らしていけるように、バリアフリー化された住まいの確保やサービスが必要ではないかと考えています。

既に、本町でもサービス付き高齢者住宅を勤医協が建設し運営しているところですが、郡部に住んでいる高齢者は冬期間自宅の屋根や玄関先に積もった雪の対処に本当

に困っています。これは、障がいを持った方にも同じことが言えるわけで、それらの課題を解決できるように高齢者と障がい者と連携のとれるような住宅をこれから整備していく考えはないのか、また、農業者についても、2世帯で住んでいる親世代が農閑期だけでも子ども達と別に住めるウィークリー住宅のような短期賃貸住宅といったものを町営住宅などを活用して用意できないものか町長に伺います。

【答弁・鎌田町長】冬の生活等に対する不安解消のため、冬期間に移住できる公的、公的施設等の住宅及び農業従事者世帯の冬期間の子ども夫婦との別生活に必要な住宅についてということですが、どちらにしても、子どもとの別住宅、単独での住宅といつても本町には限られた資源しかありませんので、共通した回答とさせていただきたいと思っています。

本町の世帯構成としては、全体で1513世帯のうち65歳以上の方がいるのは794世帯、割合で言うと52・5%であり、この中で独居の方の世帯は441世帯、また65歳以上の夫婦世帯は196世帯、その他に家族と同

1万1千円となつております。また町内には、高齢者優良賃貸住宅がありますが、現在26室全てに入居されていると聞いております。

もしも、夏場、冬場それぞれに別の場所で生活するとすると、元の家の管理はどうするのかという問題が出てまいりますし、全国的なところでも除雪を含めた家の管理は自己管理、自分で管理して下さいというのがほとんどであり、その度に引越しの費用もかかってくることになりますので、現状としては冬期間に限った移住のための住宅整備や確保は難しいものと考えます。

議会は公開が原則です

- ☆ マナ・ヴェールに会議録の写しを置いてありますのでご覧ください。
- ☆ 町ホームページでは、過去に開催された議会の動画や議会広報しゅぶと川のバックナンバーをご覧ください。
- ☆ 年に4回開催される定例町議会や、必要に応じて開催される臨時町議会は、どなたでも傍聴できます。開催日程については、町ホームページをご覧ください。か、議会事務局に直接お問い合わせください。

おとりわり

紙面の都合で質問内容を要約して掲載しておりますので、ご了承願います。



議会の動き

9月

- 6日 議会運営委員会
- 12日 黒松内町敬老会
- 18日～第3回定例会
- 21日 黒松内温泉ぶなの森改修等調査特別委員会
- 22日 第52回認定こども園黒松内保育園大運動会
- 29日 黒中学校祭
- 30日 第23回岩内・寿都地方消防組合連合演習

10月

- 6日 白小中合同学芸会・学校祭
- 13日 黒松内町社会福祉大会
- 14日 黒松内町内一周駅伝大会
- 20日 黒小学芸会

23日 第6回臨時会

黒松内温泉ぶなの森改修等調査特別委員会

24日～南部後志町村議会正副議長会中央要望

29日～後志町村議会議長会臨時総会・研修会（札幌市）

11月

- 2日 黒松内町表彰式
- 3日 黒松内町文化・スポーツ表彰授与式
- 7日～決算審査特別委員会
- 17日 黒松内町保育園お遊戯会
- 20日 後志町村議会議長会北海道横断自動車道に係る中央要望（東京都）
- 21日 第62回全国町村議会議長大会（東京都）
- 23日 国道5号倶知安余市道路（倶知安～共和）着工式・祝賀会（共和町）

議会

豆知識



委員会付託とは…

本会議において議題となっている議案等について、担当の委員会に詳しい審査を任せることをいいます。平成30年第3回定例会では、平成29年度会計決算について決算審査特別委員会を設置し、審査を付託しています。

編集後記

議会広報204号をお届けいたします。内容については、第3回定例会、第6回臨時会の内容などを掲載しています。

この度、まちづくりのシンボルである歌オブナ林が天然記念物指定90周年を迎え、その特別事業として今年で30回目を迎えるブナ・ウオッチングツアーがブナ林の黄葉のピークに合わせて開催されました。当日は、町外参加者と地元実行委員とが交流を深め、参加者全員で添別ブナ林で掘採った実生（種から発芽したばかりの苗）を歌オブナ林の家レストラン裏に移植しました。

		広報編集委員長	
		副委員長	
委員		福本 忠鉢	
“	“	富田 誠一	
蛸沢 儀弘	田中 春治	重義 廣喜	

- 発行 黒松内町議会
- 編集 広報編集委員会

〒048-0192

北海道寿都郡黒松内町字黒松内302番地1

TEL 0136-72-3314（直通）

FAX 0136-72-3830

MAIL gikai@town.kuromatsunai.hokkaido.jp

お願い



- ・議長宛の文書は、議会事務局までお届けください。
- ・この広報誌についてのご意見等がございましたら議会事務局までご連絡ください。

この広報は、自然環境への優しさを考え、再生紙と大豆インクを使用しています。